

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行

(当日の翌日
が休息日
のときは、
当日を
当日とする)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医等の登録

土地改良法による換地計画の決定

公有水面の埋立ての免許の出願

土地収用法による事業の認定(二件)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

告 示

鳥取県告示第百五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	昭和五十七年二月六日
西 田 内 科	倉吉市堺町二丁目九六二一三	昭和五十七年二月三日
山 本 医 院	西伯郡名和町大字御米屋七七四	昭和五十七年二月一日
上田齒科医院	鳥取市西町一丁目四五四	"
民本齒科医院	米子市夜見町一四〇六一三	昭和五十七年二月十日
財団法人恵仁会 薬局	米子市西町三六一一 (鳥取大学医学部附属病院内)	昭和五十七年二月二日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	昭和五十七年二月一日
米子薬局	米子市加茂町二丁目七	"

鳥取県告示第百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
磯部 俊一	鳥医第一、七二五号	昭和五十七年一月二十五日
真崎 浩見	鳥医第二、七二六号	昭和五十七年一月二十七日
周防 真弓	鳥医第二、七二七号	"
國分きょう子	鳥医第二、七二八号	"
虎谷 久美子	鳥業第四七八号	昭和五十七年一月二十八日

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、佐陀川右岸地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十五号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

東漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字丸山四五四番地三地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 大羽尾灯台（北緯三五度三六分一六秒東経一三四度二〇分五四秒）から一八五度〇〇分二三五・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から五八度二〇分二〇・八〇メートルの地点

- 2の地点 A地点から五〇度〇〇分二〇・五〇メートルの地点
 3の地点 A地点から四四度三〇分二五・八〇メートルの地点
 4の地点 A地点から三二度二〇分二七・二〇メートルの地点
 5の地点 A地点から四六度〇〇分七八・〇〇メートルの地点
 6の地点 A地点から四七度一〇分八一・〇〇メートルの地点
 7の地点 A地点から五〇度〇〇分九〇・八〇メートルの地点
 8の地点 A地点から四九度二〇分一〇〇・九〇メートルの地点
 9の地点 A地点から四九度四〇分一〇五・六〇メートルの地点
 10の地点 A地点から五四度〇〇分一〇七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

八五〇・六〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字丸山四五四番地三地先公有水面及び陸域

(一) 区域

次のアの地点からイの地点をとおりウの地点に至る昭和五十一年の秋分の日の満潮位（D・L＋〇・三〇メートル）における公有水面から一・一五メートルの高さの盛土と背後斜面との接する線、ウの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びクの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 A地点から一五度三〇分二三・三〇メートルの地点
 イの地点 A地点から四八度五〇分一〇七・六〇メートルの地点
 ウの地点 A地点から六二度三〇分一一四・〇〇メートルの地点
 エの地点 A地点から六六度二〇分八二・八〇メートルの地点
 オの地点 A地点から七四度四〇分八六・六〇メートルの地点
 カの地点 A地点から一二四度四〇分三三・八〇メートルの地点
 キの地点 A地点から六四度〇〇分一〇七・七〇メートルの地点
 クの地点 A地点から五九度〇〇分一八・六〇メートルの地点

(二) 面積

四、三〇六・六三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十七年一月十八日

鳥取県告示第百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

郡家町

二 事業の種類

郡家町民野球場及びテニスコート建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字郡家字河田及び字神馬地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

郡家町役場

鳥取県告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立野球場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
高橋篤史後援会	足羽 茂秋	浅川 三郎	日野郡日南町生山八二四	その他の政治団体
福田鷹幸後援会	岩成 潔	福田千賀雄	鳥取市桂木二四四一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
武田吉造後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡若桜町大字若桜一三一	八頭郡若桜町大字若桜七四九番地一
自由民主党三朝町支部	代表者	東伯郡三朝町山田一七四一	東伯郡三朝町助谷二七三
自由民主党鳥取県支部連合会	会計責任者	安井由行	大丸 敦
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者	名越典由	牧田 禎
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者	牧田実夫	広島了輔

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした公職の種類	指 定 団 体	代表者の氏名
藤井省三	藤井省三後援会	岡本勝良
鳥取県議會議員	藤井省三後援藤井省三後援会	尾和博行
藤井省三後援藤井省三後援会	倉吉市山根四三	